

第7章 地域環境配慮指針

地域をフィールドにさまざまな活動を展開していくため、環境特性に応じた活動指針を示すとともに、自然など環境に配慮した土地利用を進めるため、土地利用区分に応じた環境保全指針を定めます。

第1節 地域環境配慮指針の役割

地域の環境を保全していくためには、そこで生活する人も事業を営む人も、その地域に関わりのあるすべての人々によって守られなければなりません。そのためには、地域固有の環境特性に応じた保全活動や土地利用の際に配慮すべき目安となる一定のルールが必要です。ここでは配慮すべき目安として、地域環境配慮指針を提案します。

1 私たちの生活の基盤となる自然環境

森林や河川をはじめとする豊かな自然環境は、人間の生活基盤であり、例えば、材木や有機肥料などの生産、動植物の生息・生育地、土砂流出の防止や水源涵養、大気や水質の浄化、地球温暖化の防止、レクリエーションや環境教育の場といった、限りない恩恵を私たちに与えてくれます。しかし、近年では事業活動や開発、私たちの暮らしなどから生じる環境への負荷が増加し、自然環境の破壊や動植物の消失といった問題が生じています。

2 三島市自然環境基礎調査の実施

本市では以前から自然環境調査を実施してきましたが、本市全域をカバーするような調査はありませんでした。しかし、多様性ある豊かな自然環境を保全し、次の世代に豊かな自然を継承していくためには、本市全体の自然環境や生態系の現況を把握する必要がありました。

そこで、平成13年度に策定した第1次計画では、本市全域を対象とした自然環境調査を計画中に位置づけるとともに、平成13～14年度に「三島市自然環境基礎調査」を実施しました。調査の結果、市内には数多くの動植物が確認されるとともに、鎮守の森や樹齢の長い古木をはじめ、絶滅の危機にあるような貴重な動植物も多く分布していることが明らかとなりました。

また、平成21年度からは三島市自然環境基礎調査のデータを補足・更新するため、地域を限定した詳細な自然環境基礎調査を開始しました。

3 適正な土地利用の推進

高度経済成長を通じて国土全般の開発が進んだ結果、全国各地で自然環境の破壊が問題となったことから、土地の利用と規制については、国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画を中心に体系化されるとともに、都市計画法や農業地域の振興に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの個別法により対策が行われています。

本市の土地利用も国土利用計画をはじめ、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画、緑の基本計画、景観計画などあらゆる個別計画により、今後の持続的な土地利用が計画されています。

4 地域環境配慮指針の構成と位置づけ

地域環境配慮指針は、本市に残る豊かな自然環境の現状や今後予定されている市内各所での土地利用計画などを踏まえ、自然環境を保全及び創造するとともに、持続可能な土地利用を誘導していくための配慮すべき指針となるもので、環境タイプに応じた環境活動指針と土地利用別の環境保全指針で構成します。

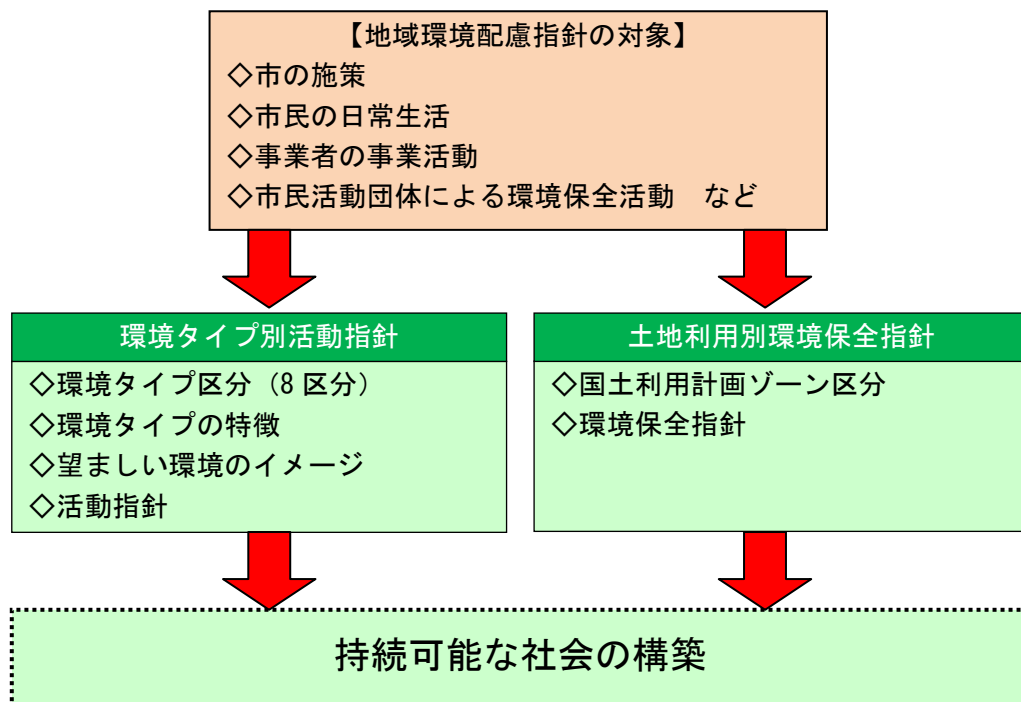
地域環境指針の対象は、本市の施策にとどまらず、市民の日常生活や事業者の事業活動、市民活動団体による環境保全活動などであり、さまざまな場面における指針となるものとして位置づけます。本市の自然環境を望ましい環境イメージに近づけることで、最終的には持続可能な社会の構築を目指します。

①環境タイプ別活動指針（⇒「第2節」参照）

「三島市自然環境基礎調査」（平成15年3月）で作成した現存植生図に基づき、主な環境のまとまりごと市内を8つの環境タイプに区分しました。また、区分した環境タイプごとの特徴や活動指針、望ましい環境のイメージなどを示します。

②土地利用別環境保全指針（⇒「第3節」参照）

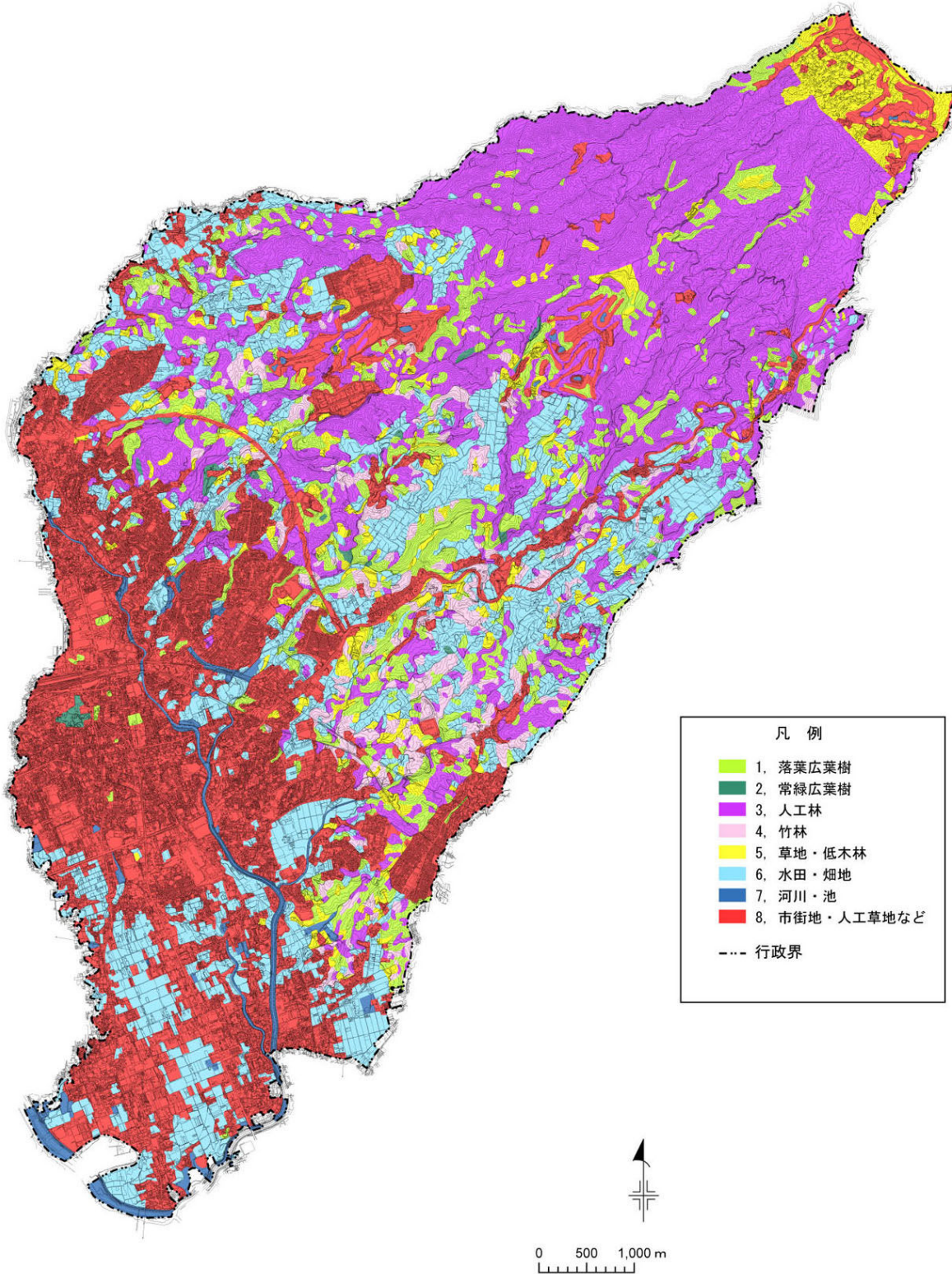
「第3次国土利用計画（三島市計画）」（平成23年3月）の土地利用構想図の各ゾーン区分において、貴重な動植物や重要生息・生育地などの自然環境を保全するため、ゾーンごとに配慮すべき事項を示した環境保全指針を示します。



地域環境配慮指針の構成・位置づけ

第2節 環境タイプ別活動指針

「三島市自然環境基礎調査」（平成15年3月）で作成した現存植生図に基づき、主な環境のまとまりごと市内を8つの環境タイプに区分し、環境タイプごとの特徴や活動指針、望ましい環境のイメージなどを示します。



環境タイプ区分図

1 落葉広葉樹



①環境タイプごとの特徴

- コナラやクヌギなどの雑木林が山麓から中腹にかけて分布し、樹液に集まるカブトムシやコクワガタなどの昆虫も数多く確認されています。かつては薪や木炭を生産する森林として利用されてきましたが、現在では放置される雑木林が増えています。
- 山地中腹のヒノキ植林の間にはケヤキ、シデ類、カエデ類、エゴノキなどの自然性の高い森林が分布しています。
- 林内環境が多様であり、キビタキ、シジュウカラ、フクロウなど多くの野鳥が確認されています。このほか、ノウサギやキツネ、タヌキ、ハコネサンショウウオ、アズマヒキガエなど多くの動物が確認されています。
- 三嶋大社の社叢、楽寿園の森、松毛川周辺などにはムクノキ、エノキ、ケヤキなど古くから残る森林や昔の狩野川の河畔林が残っています。

②望ましい環境のイメージ

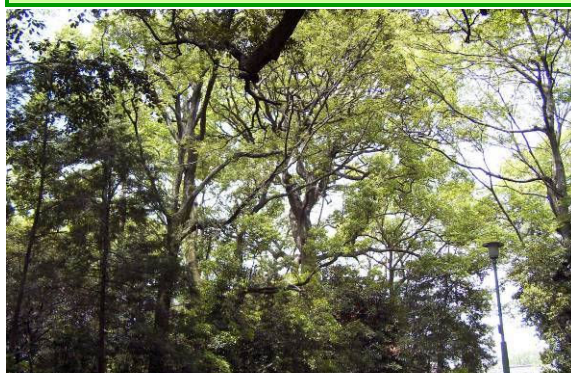
- 明るい森林として維持管理されることで、多くの動物が生息し、春の芽吹きや紅葉など季節の変化に富んだ風景をつくり出すことが望めます。
- 自然とのふれあいの場や環境教育・環境学習の場として利用されることが望めます。
- 木材はシイタケなどの山の恵みを生産するホダ木やペレットなどのバイオマス資源として地域内で利用されることが望めます。

③活動指針

- 定期的に樹木を伐採して、森林を若返らせましょう。

- 過剰に堆積した落ち葉の除去や、低木・ササ類の刈り取りにより、地表の植物の種類を増やしましょう。
- 森林を覆ってしまうクズやフジなどを取り除き、高木や繁茂した小高木などを間伐して、明るい森林を維持しましょう。
- 一部の木を残して大木の混じる森林にするなど、地域の森林が全て同じにならないよう、多様な形態の森林にしましょう。
- 植樹する場合は、地域の雑木林を構成する種の苗木を使用しましょう。
- 遊歩道の整備や野鳥の巣箱の設置などを行いましょ。
- 間伐した木材は、積極的にシイタケのホダ木やバイオマス資源として活用しましょう。

2 常緑広葉樹



①環境タイプごとの特徴

- シイやタブの森林は住宅地や耕作地をつくるために伐採され、現在では社寺林などに残っているだけです。
- 山中城趾にはアカガシが優占する常緑広葉樹林が見られます。
- 古木の樹洞に営巣するアオバズクや、林内の池で繁殖するモリアオガエルなどが確認されています。

②望ましい環境のイメージ

- 楽寿園や三嶋大社をはじめ、市街地に点在する巨樹・巨木林が大切に保護され、自然への畏敬を感じる場所や動植物の貴重な生息・生育環境となることが望めます。
- 社寺林などに残る鎮守の森や、山麓部に残る常緑広葉樹の森は、人の手が加わらずに遷移が進んだ極相林の見本として環境教

育・環境学習に利用されるとともに、落葉樹とは違った生き物の生息生育場所となることが望まれます。

③活動指針

- 鎮守の森を生息地とする動物が移動できるよう、緑道や緑地で周囲の森林とつなげるとともに、隣接する森林と一体的に保全しましょう。
- 若い木の維持・育成や多様性を高めるためには間伐が必要ですが、林床が明るくなることで本来生育しない植物が増加し、固有の植物が減少する恐れがあるため、現状を十分に踏まえた上で方法を検討しましょう。
- 身近な自然とふれあう場、自然環境を大切に育てる場として利活用するため、遊歩道の整備などを行い、住民交流の場として活用しましょう。
- アオバズクなど、古木の樹洞をすみかとする動物にとって貴重な生息環境となっているため、これらの森を保全し、巣箱を設置して生息環境の向上を図りましょう。
- モリアオガエルの生息する森の池には、オタマジャクンを捕食する観賞用のコイなどを放流しないようにしましょう。

- ノウサギやキツネ、アナグマ、シジュウカラ、ホオジロなどの動物は、林内よりも林縁や林道などで多く確認されています。
- 沢などではハコネサンショウウオ、アズマヒキガエルなどが確認されています。

②望ましい環境のイメージ

- 適切に間伐がされ、地域特性に応じて広葉樹林化や長伐期化により、生物多様性の保全の機能が高まっていることが望まれます。
- 成熟したスギ・ヒノキ林から生産される材は間伐材や端材も含め、周辺地域で有効利用されることが望まれます。

③活動指針

- 定期的な間伐を実施し、下草や低木が生育できる環境にしましょう。
- スギ・ヒノキ植林と広葉樹の高木が混生する針広混交林、いろいろな高さの樹木がある複層林、樹齢の長い木がある林に変えるなど、多様な森林となるようにしましょう。
- 溪流沿いや尾根沿いを広葉樹の森林に変えることで溪流の多様性を保全したり、動物の移動を確保しましょう。
- 持続可能なスギ・ヒノキ植林としていくため、地域の木材を住宅や公共施設などの建築物に利用したり、間伐材による森の小さなダムづくりや木製品・バイオマスエネルギーなどに利用しましょう。

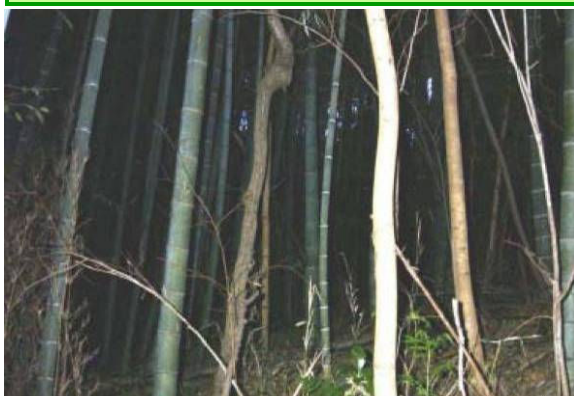
3 人工林



①環境タイプごとの特徴

- 手入れのされない植林地が多く見られ、風倒木の発生や水源涵養能力の低下、生物多様性の低下など、さまざまな問題が生じるようになってきました。
- 森林が管理されず、木の密度が高い場合はとても暗くなり、生育する植物はわずかとなります。

4 竹林



①環境タイプごとの特徴

- 谷沿いなどにモウソウチク、河川敷沿いなどにメダケが分布しています。

- モウソウチクは中国原産で、食用や竹細工のため植栽されてきましたが、近年は放棄された竹林が増加し、周辺の植林地や畑地などへの侵入・拡大が問題となっています。
- 手入れのされていない竹林の内部は暗く、草本植物はわずかで種類も少ないため、林内には動物があまり見られません。

②望ましい環境のイメージ

- 竹林の拡大が止まり、その一部が森林として再生されるとともに、美しい竹林の景観が形成されることが望まれます。
- 管理された竹林では、人々がタケノコ掘りを楽しむことができるようになることが望まれます。

③活動指針

- 竹材やタケノコの生産を行うとともに、良好な景観を形成する竹林に適した本数・密度に管理しましょう。
- 竹林の周囲に遮蔽板を埋め、地下茎が隙間を抜けないようにすることで、竹林の拡大を防ぎましょう。
- 7～8月に地上部をすべて伐採し、その後発生する細いタケをすべて刈り取るという作業を2～3年繰り返すことにより、竹林の根絶ができます。
- 竹林を伐採した場所では、侵入する草や樹木を活用し、森林として維持・管理を行いましょう。

マメザクラなどの落葉広葉樹林からなる自然性の高い低木林が見られます。

- ハコネダケが密生し、イヌツゲなどの低木がまばらに生育するササ草地も見られます。
- 広葉樹林や植林が伐採された跡地、造成後に放置された場所、大きな法面、放棄され長い年月を経た耕作地などには、ススキなどの草地が見られます。
- ノウサギやヒメネズミのほか、ササ類が繁茂している環境を好むウグイスやホオジロが多く確認されています。
- 箱根西麓では「箱根」の名が付くハコネマルツノゼミ、ハコネモリヒラタゴミムシなどの種が確認されています。

②望ましい環境のイメージ

- 草地では草刈りや火入れなどの維持管理が継続されることで、多くの野草が咲き、チョウ類が飛び交うなど、希少な動植物の種が増えて、普通に見られるようになることが望まれます。

③活動指針

- 遷移が進行しつつある草地を維持する場合の刈り取り、侵入しつつある樹木の伐採、火入れにあたっては、動植物の生息・生育に影響を及ぼすことのないような実施時期に注意しましょう。
- 土地の乾燥化により遷移が進行しつつある草地は、乾燥化の防止対策の必要性も考慮しましょう。
- 草地への車両の乗り入れや過度の踏みつけを避けましょう。

5 草地・低木林



①環境タイプごとの特徴

- 箱根の稜線付近にはアセビやイヌツゲ、ウバメガシなどの常緑広葉樹林や、リョウブ、

6 水田・畑地



①環境タイプごとの特徴

- 水田にはタマガヤツリやウキクサなどの湿地性の植物が見られます。また、カエル類やヘビ類が確認されているほか、水田脇の素掘りの水路が残る地域では、ホトケドジョウが確認されています。
- 畑地は山麓から中腹にかけて分布し、一年草が多いのが特徴です。動物はモグラやネズミ類、キジバト、カワラヒワなどが確認されています。
- 低地から山地中腹の所々に果樹園や茶畑が分布しています。

②望ましい環境のイメージ

- ため池や畦（あぜ）は豊かな生物多様性が保たれるように管理され、水田と河川とのつながりが確保されることが望まれます
- 生物多様性の保全を重視した生産手法で農業が行われ、昔から農の営みとともに維持されてきた動植物が身近に生息・生育することが望まれます。
- 耕作が放棄されていた農地は、一部が湿地やビオトープとなり、多様な生きものを育む有機農業など環境保全型農業が広がることによって農業が活性化し、農地として維持されることが望まれます。
- 人里との境界部分では、緩衝帯の設置、鳥獣の餌となるものの除去のほか、適切な狩猟による個体数調整などにより、シカ、イノシシ、サルなどの中・大型哺乳類は人里に出没しなくなることが望まれます。

③活動指針

- 畦の草刈りや休耕田を耕す時期・回数を変えたり、化学肥料や農薬の使用量を減らし、多くの動植物が生育・生息できるようにしましょう。
- 素掘りの水路の設置、水路の拡張、水草が生える環境づくりにより、水生生物の生息環境を確保しましょう。
- 水路と水田の落差を減らして動物が行き来できるようにしましょう。
- コンクリート製の水路は、カエル類などが脱出可能なスロープ状の構造を持つ水路を採用しましょう。
- 湿生植物などが生育できる場を再生するた

めには、冬の間も水田に水を張るようにして、湿地としての機能を高めましょう。

- ホトケドジョウは冬季に湧水地に移動する習性があるため、水路の分断がある場合は、魚道などの設置をしましょう。
- 農地周辺の林の間伐や下刈りの実施や、収穫していない農産物の放置防止、狩猟などの個体数調整などにより、鳥獣による被害を防止しましょう。

7 河川・池



①環境タイプごとの特徴

- マハゼ、アユ、オイカワ、アマゴ、カジカのほか、湧水に生息するホトケドジョウなどの魚類が確認されています。
- かつて琵琶湖産のアユを放流していた際に混入したギギが狩野川で、釣り目的で導入されたと考えられるオオクチバス、ゲンゴロウブナ、ニジマスが中郷温水池、松毛川、境川・清住緑地で確認されています。
- 河川敷にはオギ群落やクズ群落などの草地があります。
- 特定外来生物のウシガエル、オオクチバス、アレチウリ、オオキンケイギクなどが確認されています。

②望ましい環境のイメージ

- 自然の河岸や氾濫原の保全が進み、多様な河川空間が形成されることが望まれます。
- 河川内のワンドや河川周辺の湿地には、浮葉植物や沈水植物が繁茂し、魚類などの生息・産卵の場所となることが望まれます。
- 川の流れの中には瀬や淵が形成され、水生生物の採餌や繁殖に適した河床が存在する

ことが望まれます。

- 水質が改善され、上流から下流部まで清らかな水が流れるとともに、池は渡り鳥に利用され、人々には身近な自然観察ポイントとして利用されることが望まれます。
- 湧水の保全や雨水の浸透などにより、人々の生活とともに健全な水循環が確保されることが望まれます。

③活動指針

- 水源となる森林を保全・管理しましょう。
- 瀬や淵など川の流れに変化を設けるとともに、池では水深に変化を持たせ、多くの動植物が生息・生育できるようにしましょう。
- 護岸を草などが生えるような材質にして岸辺の生息環境を確保したり、動物が地表や水中に移動できるようにしましょう。
- 川原や堤防の草刈りは、実施時期や回数に変化を持たせ、多様な動植物の生育・生息場所を保護しましょう。
- 生活排水や事業排水などが直接、川や池に流れ込まないようにしましょう。
- 川原などに、むやみに車両を乗り入れたり、足を踏み入れたりするのはやめましょう。
- オオクチバスのキャッチアンドリリースの禁止、河岸掘削や抜き取りによるアレチウリの侵入防止などを図りましょう。
- メダカなどの安易な放流はやめましょう。

などを生育環境とする植物や樹木、市街地でも生息・生育できる動植物が見られます。

- 山地の一部には、ゴルフ場や牧草地などの人工草地在り分布します。ゴルフ場はシバなどの草地で、頻繁な刈り込みが行われています。牧草地は、カモガヤ、オオアワガエリなどの外来草本を栽培する草地です。

②望ましい環境のイメージ

- 楽寿園や三嶋大社のような森や樹木が大切に保護されることにより、市街地の中にも巨木がそびえ、動植物の貴重な生息・生育環境となることが望まれます。
- 道路や住宅地、工場などに緑地や街路樹、生け垣が増え、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成などに貢献することが望まれます。
- 子どもたちが身近に生きものとふれあうことのできる小さな空間が、あらゆる場所にできることが望まれます。
- 学校などには生き物がたくさん生息するビオトープがあり、子どもたちが土の上で遊びや冒険をしながら育つことが望まれます。

③活動指針

- 外来種や移入種などは避けて在来種を植栽するとともに、高木、中低木、低木などをバランスよく配置しましょう。
- 生け垣の設置、屋上緑化、壁面へのつる性植物の植栽、コンクリート舗装の芝生化など、植物に覆われた場所を増やしましょう。
- 庭やベランダ、屋上などで花や野菜などを育てるガーデニングを楽しみましょう。
- 生育環境の整備や病虫害の防除、土壌の改良、施肥などにより、古くから残る屋敷林や社寺林、学校林などを保護しましょう。
- 地域の雑木林をモデルとして、自然度の高い森林を造成しましょう。
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の整備を進め、水質汚濁を防ぎましょう。
- 緑地や緑道などをつなげ、動物が移動しやすくしたり、植物の種類を増やしましょう。
- 地域の特性や設置目的などを踏まえながらビオトープなどを設置し、多くの動植物が生息・生育できるようにしましょう。

8 市街地・人工草地など

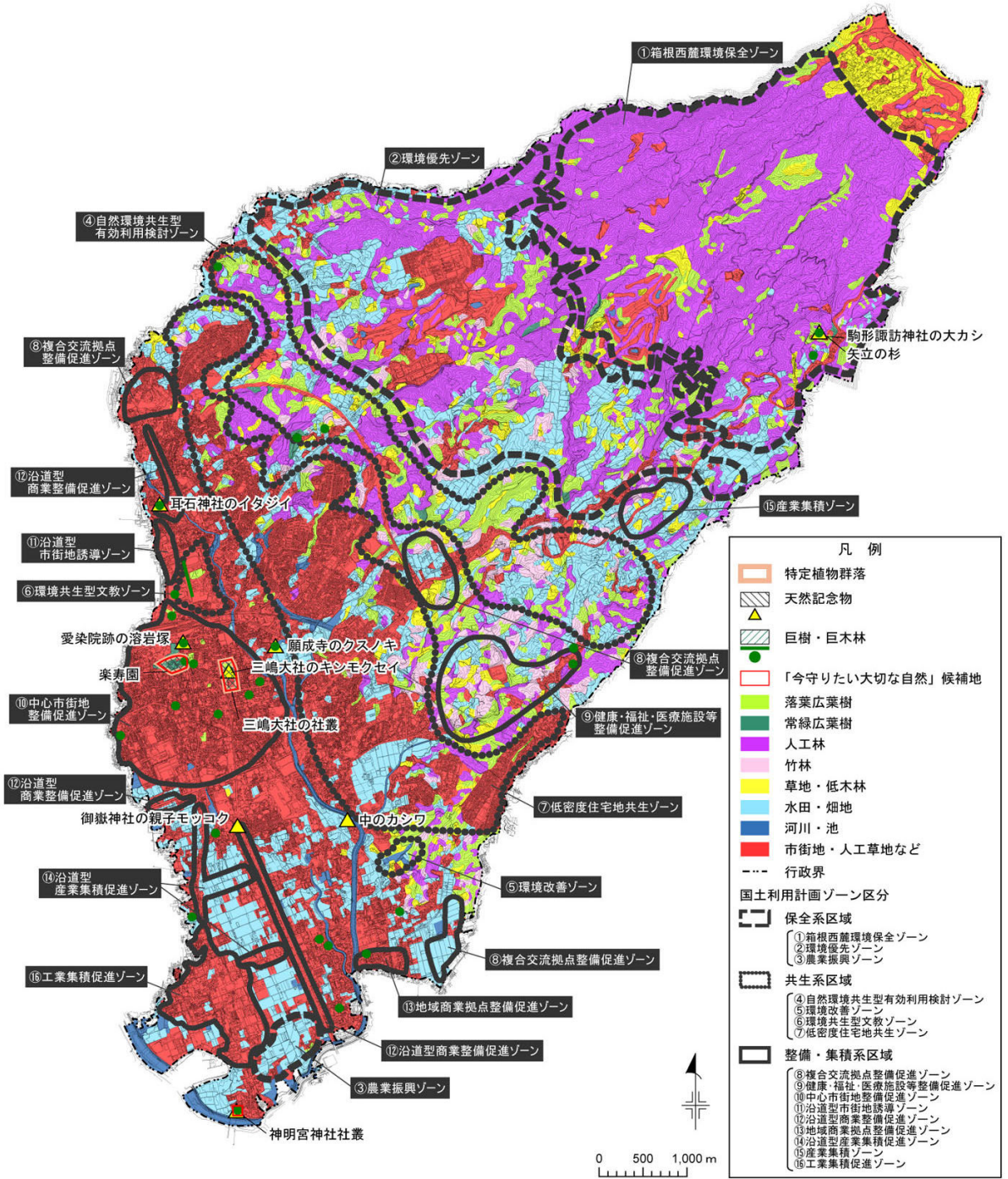


①環境タイプごとの特徴

- 住宅地や商業地のほか、工場、造成地、道路などが、低地を中心に広がっています。これらの場所では、街路樹や公園、空き地

第3節 土地利用別環境保全指針

貴重な動植物や重要生息・生育地などの自然環境を保全するため、土地利用時に配慮すべき内容を「第3次国土利用計画・三島市計画」の土地利用構想図のゾーン区分ごとに示します。



土地利用構想図のゾーン区分

1 保全系区域

■含まれるゾーン

- ①箱根西麓環境保全ゾーン ②環境優先ゾーン ③農業振興ゾーン

■環境保全指針

ゾーン	対象	保全方針【主な場所】
①	天然記念物	◇ 駒形諏訪神社の大カシ（県指定）、矢立の杉（市指定）の天然記念物を保護します。
①②	ハコネグミ(VU)、ハコネシロカネソウ(VU)、エビネ(NT)、オトメアオイ(NT)、サンショウバラ(NT)、キンラン(NT)、クロヤツシロラン(NT)	◇ 生育場所だけでなく、その周辺の植生を含めた広い範囲で保護します。【スギ・ヒノキ植林、落葉樹など】
①②	オオタカ(VU)、ハイタカ(VU)	◇ 営巣林を含めて樹齢が長く、十分な空間的広がりのある森林を保全します。【佐野地区の畑地や森林など】
②	サンコウチョウ(NT)	◇ 生息環境となる沢沿いのスギ・ヒノキ林を維持・管理していきます。【山田川周辺】
②	カワセミ	◇ 河川環境の保全のほか、繁殖環境である河川周辺の土の崖についても保全します。【大場川、沢地川周辺】
②	ホトケドジョウ(県東部 CR)	◇ 河川改修や圃場整備に伴うコンクリート水路化、湧水の減少を招く行為などを最小限にとどめます。【大場川上流】
②	ゲンジボタル	◇ 流れが緩やかな河川環境のほか、産卵や蛹化に必要なコケ類や柔らかい土壌を保全します。【沢地川周辺】
③	湿性植物	◇ 乾田化された水田を冬季に湛水し、湿地の機能を高めます。

注) CR：絶滅危惧ⅠA類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、N-II：分布上注目種 N-III：部会注目種
「環境省」とあるものは環境省のレッドリスト、特に記載のないものは静岡県レッドリストを示す。

2 共生系区域

■含まれるゾーン

- ④自然環境共生型有効利用検討ゾーン ⑤環境改善ゾーン ⑥環境共生型文教ゾーン
⑦低密度住宅地共生ゾーン

■環境保全指針

ゾーン	対象	保全方針【主な場所】
④	キンラン(NT)	◇ 生育環境の雑木林の保全や草刈りを実施するなど、陽の当たる環境づくりを行います。【竹林、スギ・ヒノキ植林など】
④	ハイタカ(VU)、サシバ(VU)	◇ 営巣林のほか、樹齢の長い十分な空間的広がりのある森林や水田を保全します。【山田川周辺】
④	サンコウチョウ(NT)	◇ 生息環境となる沢沿いのスギ・ヒノキ林を維持・管理します。【山田川周辺】
⑥	イチョウ並木	◇ 地域のシンボルとして保護します。【文教町など】
⑦	アマゴ(県東部 N-II)	◇ 瀬・淵のある河川を保全することに加え、近年では各地で在来個体と放流個体との間で遺伝子攪乱が問題になっていることから、安易な放流をしないようにします。【山田川周辺】
⑦	ホトケドジョウ(県東部 CR)	◇ 河川改修・圃場整備に伴うコンクリート水路化、湧水の減少を招く行為などを最小限にとどめます。【竹倉湧水周辺】
⑦	ゲンジボタル	◇ 流れが緩やかな河川環境のほか、産卵や蛹化に必要なコケ類や柔らかい土壌を保全します。【竹倉湧水周辺】

注) CR：絶滅危惧ⅠA類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、N-II：分布上注目種 N-III：部会注目種
「環境省」とあるものは環境省のレッドリスト、特に記載のないものは静岡県レッドリストを示します。

3 整備・集積型区域

■含まれるゾーン

- ⑧複合交流拠点整備促進ゾーン ⑨健康・福祉・医療施設等整備促進ゾーン
 ⑩中心市街地整備促進ゾーン ⑪沿道型市街地誘導ゾーン ⑫沿道型商業整備促進ゾーン
 ⑬地域商業拠点整備促進ゾーン ⑭沿道型産業集積促進ゾーン ⑮産業集積ゾーン
 ⑯工業集積促進ゾーン

■環境保全指針

ゾーン	対象	保全方針【主な場所】
⑧	ヘイケボタル (NT)	◇ 水田域や緩やかな小川の保全・復元をします。【函南観音川周辺】
⑨	キンラン (NT)、クロヤツシロラン (NT)	◇ 生育場所を保護します。【落葉樹など】
⑨	—	◇ 法面には在来種による緑化を行うことで、周辺植生への影響を最小限にします。
⑨⑩	巨樹・巨木林	◇ 地域のシンボルとして保護します。【楽寿園、三嶋大社など】
⑨	カワセミ	◇ 河川環境の保全のほか、繁殖環境である河川周辺の土の崖についても保全します。【夏梅木川周辺】
⑩	ミシマバイカモ (VU)	◇ 周辺河川の水質を良好な状態に保ちます。【三島梅花藻の里など】
⑩	楽寿園や三嶋大社の植生	◇ 特定植物群落や天然記念物、「今守りたい大切な自然」の候補地にも選定されていることから、今後も適切に維持管理します。【楽寿園、三嶋大社など】
⑩	カワヂシャ (環境省 NT)	◇ 整備の際には生育の有無を確認し、必要に応じて対策を検討します。【源兵衛川周辺】
⑩	ナガオカモノアラガイ (NT)	◇ 河川改修などの際には、池沼・小河川の岸際や湿地の保全をします。【境川周辺】
⑫⑮	—	◇ 地域固有の樹種による敷地周辺の緑化により、動植物の生息生育環境の確保や修景を行います。【工場などの大規模施設】
⑯	天然記念物	◇ 御嶽神社の親子モッコク (県指定)、耳石神社のイタジイ (市指定) の天然記念物を保護します。

注) CR：絶滅危惧ⅠA類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、N-II：分布上注目種 N-III：部会注目種
 「環境省」とあるものは環境省のレッドリスト、特に記載のないものは静岡県レッドリストを示します。

4 その他の区域

■含まれるゾーン

- ⑰その他の区域

■環境保全指針

ゾーン	対象	保全方針【主な場所】
⑰	天然記念物	◇ 「神明宮神社社叢」(市指定)、「願成寺のクスノキ」(市指定)、「中のカシワ」(市指定) の天然記念物を保護します。
⑰	オオタカ (VU)、ミサゴ (N-III)、チュウサギ (環境省 NT)、カワセミ、メダカ (県東部 CR)、カワヂシャ (環境省 NT)、ハコネグミ (VU)、サンショウバラ (VU)、オトメアオイ (NT)、オオジギ (N-II)	◇ 生育・生息環境を保全します。【松毛川、狩野川周辺、箱根稜線周辺】

注) CR：絶滅危惧ⅠA類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、N-II：分布上注目種 N-III：部会注目種
 「環境省」とあるものは環境省のレッドリスト、特に記載のないものは静岡県レッドリストを示します。